

高福第136-1号  
令和6年5月27日

各高齢者施設等の管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
草野 敏行（公印省略）

「老人福祉施設等危機管理マニュアル」の一部改正について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、老人福祉施設等において事件・事故等が発生した際は、「老人福祉施設等危機管理マニュアル」に基づき、所管の福祉事務所等への報告や再発防止策の実施などの対応をお願いしているところです。

このたび、事故報告様式を見直すなど、老人福祉施設等危機管理マニュアルの一部改正を行いました。改正後のマニュアルについては県 HP（下記 URL）に掲載をしております。

各施設・事業所におかれましては、必ずご確認いただき、事故防止の取組及び事故等が発生した際の対応について、遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1 老人福祉施設等危機管理マニュアルの公開先 HP

【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/kikikanri.html>

【ページ番号】

19837

**※事故報告の様式が変更となっておりますので、令和6年6月以降は必ず新様式で報告をお願いします。**

### 2 適用開始日

令和6年6月1日から

担 当：施設・事業者指導担当 養田  
E-Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp